明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域再生法の一部を改正する法律（一七）　三
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（一八）　七
〔政　令〕
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七一）　一三
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七二）　一五
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　一五
〔省　令〕
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（総務四三）　一七
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一四〇）　二六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八四八）　四二
○輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八四九）　四六
○肥料の登録が失効した件（同八五〇）　四六
〔官庁報告〕
官庁事項
日本放送協会令和六年度収支予算について（総務省）　四九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、公示送達関係　五一
裁判所
破産、免責関係　六二
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　六九
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第一七号）（内閣府本府）

1　地域再生計画の記載事項の拡充

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（3において「特定業務児童福祉施設」という。）等を整備する事業を含むこととした。（第五条第四項第五号関係）

2　まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る地方債の特例

認定地方公共団体が、第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法に規定する公の施設であるものの整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費は、地方財政法第五条第五号に規定する経費とみなすこととした。（第一三条の二関係）

3　認定事業者に対する地方税の課税免除等に伴う措置

特定業務施設を新設等した認定事業者について、地方公共団体が、特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する建物等に対する地方税の課税免除等をした場合における措置を定めることとした。（第一七条の六関係）

4　地域住宅団地再生事業計画の記載事項の追加等

㈠　地域住宅団地再生事業計画に記載する事項として、地域住宅団地再生区域への移住を希望する者の来訪等を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項を追加することとした。（第一七条の三六第四項第六号関係）

㈡　住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる住居専用地域の指定の目的に適合させるために必要な措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、期日等を公告して利害関係を有する者の意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、建築基準法第四八条第一五項の規定は、適用しないこととした。（第一七条の三六第五項第一号、第七項及び第八項並びに第一七条の四〇第二項関係）

㈢　特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、公告等を経て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る建築物の部分について、特定行政庁が認める場合には、建築基準法第五二条第六項の規定を適用することとした。（第一七条の三六第五項第五号、第一三項及び第一四項並びに第一七条の四三関係）

㈣　特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、公告等を経て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る建築物について、特定行政庁が認める場合には、建築基準法第五五条第四項の規定を適用することとした。（第一七条の三六第六号、第一三項及び第一四項並びに第一七条の四四関係）

㈤　特定区域学校用途変更特定施設運営事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る地域再生推進法人は、当該事項に係る特定建築物等を使用することができること等とした。（第一七条の三六第五項第七号及び第一七条の四五関係）

(六)　特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、都市公園の公園管理者の同意を得て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る実施主体から当該事項に係る都市公園の占用について都市公園法の許可の申請があった場合において、当該都市公園の公園管理者は、当該許可を与えること等とした。（第一七条の三六第五項第八号及び第一六項並びに第一七条の四六関係）

(七)　住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができることとし、国土交通大臣の同意を得て当該事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該事項に係る実施主体は、道路運送法の登録を受けたもの等とみなすこととした。（第一七条の三六第五項第一六号及び第二七項並びに第一七条の五三関係）

(八)　地域再生推進法人は、認定市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案をすることができることとし、認定市町村は、当該提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画の作成等をする必要があるかどうかの判断等をしなければならないこととした。（第一七条の三七～第一七条の三九関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（法律第一八号）（環境省）

1　目的

この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「生物の多様性」、「生物の多様性の増進」、「地域生物多様性増進活動」及び「連携地域生物多様性増進活動」を定義することとした。（第二条関係）

3　基本理念

生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとすることとした。（第三条関係）

4　基本方針

主務大臣は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第八条関係）

5　増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定等

(一)　地域生物多様性増進活動を行おうとする者（連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）は、単独で又は共同して、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下「増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第九条関係）

(二)　連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画（以下「連携増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第一〇条関係）

(三)　主務大臣は、認定等に関する事務の一部を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとすることとした。（第一四条関係）

(四)　増進活動実施計画の認定を受けた者又は連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村（以下「認定連携市町村」という。）及び当該連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者（市町村と連携して連携地域生物多様性増進活動を行う者をいう。以下「認定連携活動実施者」という。）が認定を受けた増進活動実施計画又は認定を受けた連携増進活動実施計画（以下「認定連携増進活動実施計画」という。）に従って行う行為について、自然公園法、自然環境保全法その他の関係法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第一五条～第二一条関係）

6　生物多様性維持協定

(一)　認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と協定（以下「生物多様性維持協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができることとした。（第二二条関係）

(二)　認定連携市町村による公告のあった生物多様性維持協定は、その公告のあった後において当該生物多様性維持協定の目的となる土地の区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があることとした。（第二六条関係）

7　地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置

生物の多様性の増進上重要な土地の取得の促進、地域生物多様性増進活動支援センター等について所要の規定を整備することとした。（第二七条及び第二八条関係）

8　附則

(一)　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第一七号）（国土交通省）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一七二号）（国土交通省）

一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正関係

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一〇条第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積の合計が一〇平方メートルであることとした。（第三条関係）

二　建築基準法施行令の一部改正関係

1　地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物

建築基準法第二〇条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物等とすることとした。（第三六条の二第二号及び第四号ロ関係）

(一)　地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であって、高さが一六メートルを超えるもの

(二)　木造、組積造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物等であって、高さが一六メートルを超えるもの

2　柱の小径

構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途等に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならないこととした。（第四三条第一項関係）

3　筋かい

㈠　引張力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材等又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの等を使用したものとしなければならないこととした。（第四五条第一項関係）

㈡　圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの等を使用したものとしなければならないこととした。（第四五条第二項関係）

㈢　筋かいは、その両端の端部を、柱等に、金物で緊結しなければならず、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならないこととした。（第四五条第三項関係）

4　構造耐力上必要な軸組等

階数が二以上又は延べ面積が五〇平方メートルを超える木造の建築物に配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形等が生じないよう必要な強度を有する材料を使用した壁等が有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等を、当該建築物が地震等に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置することとした。（第四六条第四項関係）

5　接合

構造耐力上主要な部分である鋼材の接合としてボルトが緩まない措置を講じたボルト接合によることができる建築物に、その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物を追加することとした。（第六七条第一項ただし書関係）

6　確認等を要する建築設備

建築基準法第八七条の四の規定により政令で指定する建築設備から、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターを除くこととした。（第一四六条第一項第一号関係）

7　建築基準法第九七条の二第一項又は第二項の規定により市町村に置く建築主事等の事務

建築基準法第九七条の二第一項又は第二項の規定により市町村に置く建築主事等の権限に属する事務は、同法の規定により建築主事等の権限に属するものとされている事務のうち、次の㈠又は㈡に掲げる建築物等に係る事務とすることとした。（第一四八条第一項関係）

㈠　建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるもの等を除く。）

㈡　建築基準法第六条第一項第三号に掲げる建築物

三　施行期日

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

法律

地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十七号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「の交付等（第十三条）」を「（第十三条・第十三条の二）」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「地方債」を「特定地域再生事業に係る地方債」に、「第十七条の五十三」を「第十七条の六十一」に、「第十七条の五十四・第十七条の五十五」を「第十七条の六十二・第十七条の六十三」に、「第十七条の五十六―第十七条の五十八」を「第十七条の六十四―第十七条の六十六」に、「第十七条の六十七」を「第十七条の六十―第十七条の六十二」に、「第十七条の六十八―第十七条の七十」に改める。

第五条第四項第二号中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項第五号中「事業（」の下に「これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舎、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（第十七条の六において「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。」を加え、同項第十一号中「当該区域の」を「当該地域住宅団地再生区域の」に改め、同項第十二号中「第十七条の五十四第三項第二号及び第十七条の五十五」を「第十七条の六十二第三項第二号及び第十七条の六十三」に、「第十七条の五十四第一項」を「第十七条の六十二第一項」に改め、同項第十四号中「第十七条の五十九第一項」を「第十七条の六十七第一項」に改め、同項第十五号中「第十七条の六十」を「第十七条の六十八」に改め、「単に」を削り、同項第十六号中「第十七条の六十九」に改め、同項第十七号中「第十七条の六十二」を「第十七条の七十」に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　まち・ひと・しごと創生交付金

第十三条に見出しとして「（まち・ひと・しごと創生交付金の交付等）」を付し、同条第二項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第五章第二節中第十三条の二を第十三条の三とする。

第五章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二　認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設であるもの（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節　特定地域再生事業に係る地方債の特例

第十七条中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

第十七条の二第三項第二号中「常時」を「特定業務施設において常時」に改める。

第十七条の六第一号中「事業税、当該特定業務施設」及び「若しくは当該特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加え、同条第二号中「当該特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加える。

第十七条の七第十一項中「第十七条の十において」を「以下」に改める。

第十七条の十七第二項中「第十七条の五十四第二項及び第十七条の五十六第二項」を「第十七条の六十二第二項及び第十七条の六十四第二項」に改める。

第十七条の二十三第一項中「規定する自家用有償旅客運送」の下に「（第十七条の三十六第五項第十六号において「自家用有償旅客運送」という。）」を加える。

第十七条の二十四第三項第三号中「、第一号事業」を「、第一号介護事業」に改め、同条第四項第七号中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同条第六項中「第十七条の三十六第十項」を「第十七条の三十六第十七項」に改め、同条第十一項中「第十七条の三十六第十五項」を「第十七条の三十六第二十二項」に改め、同条第十四項中「第十七条の三十六第十八項」を「第十七条の三十六第二十五項」に改め、同条第十五項中「第一号事業を」を「第一号介護事業を」に、「第十七条の三十六第二十六項」に、「当該第一号事業」を「当該第一号介護事業」に改め、同条第十七項中「第十七条の三十六第二十項」を「第十七条の三十六第二十八項」に改める。

第十七条の三十二第一項中「第十七条の四十第一項」を「第十七条の四十七第一項」に改める。

第十七条の三十三第五項中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改める。

第十七条の三十六第二十二項中「、第二項及び第五項」を「から第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「及び市町村高齢者居住安定確保計画等」を「、市町村高齢者居住安定確保計画等及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項中「第四項第十号」を「第五項第十四号」に、「第一号事業」を「第一号介護事業」に、「第十七条の四十一第五項」を「第十七条の四十八第五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　認定市町村は、第五項第十六号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項が道路運送法第七十九条の四第一項の規定により同法第七十九条の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

第十七条の三十六第十八項中「第四項第九号」を「第五項第十三号」に、「第十七条の四十一第四項」を「第十七条の四十八第四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十六項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「第四項第八号」を「第五項第十二号」に、「第十七条の四十一第三項」を「第十七条の四十八第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「第四項第七号」を「第五項第十一号」に、「第十七条の四十一第二項」を「第十七条の四十八第二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第四項第六号ハ」を「第五項第十号ハ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第四項第六号」を「第五項第十号」に、「第十七条の四十一第一項」を「第十七条の四十八第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第五号又は第六号に掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該各号に掲げる事項の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

14　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

15　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第七号から第十七号までに掲げる事項を記載しようとするとき（当該事項に係る実施主体が認定市町村である場合を除く。）は、当該事項について、それぞれ、当該事項に係る実施主体の同意を得なければならない。

16　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第八号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない。

第十七条の三十六第八項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第一号ホに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会（建築基準法第七十八条第一項に規定する建築審査会をいう。）の同意を得なければならない。

8　認定市町村は、前項の規定により意見を聴取する場合においては、第五項第一号に掲げる事項並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

第十七条の三十六第四項第一号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生建築物整備事業」を「住居専用地域建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の住居専用地域」に改め、「第二種中高層住居専用地域」の下に「をいう。ハ及びホにおいて同じ。」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、「次条」を「第十七条の四十第一項」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住居専用地域建築物整備促進事業」に改め、同号ハ中「当該事業」を「当該住居専用地域建築物整備促進事業」に、「区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十四項に規定する用途地域をいう。）の指定」を「区域において指定された住居専用地域」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物の整備を促進する理由

ホ　当該住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる措置であって、イに掲げる区域において指定された住居専用地域の目的に適合させるために必要なものの内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項

第十七条の三十六第四項第二号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業」を「特別用途地区建築物整備促進事業」に改め、「より」の下に「地域住宅団地再生区域内の」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、同号イからハまでの規定中「当該事業」を「当該地区計画等建築物整備促進事業」に改め、同項第四号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画住宅団地再生建築物等整備事業」を「都市計画建築物等整備促進事業」に改め、「より」の下に「、地域住宅団地再生区域内において」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、「第十七条の三十九」を「第十七条の四十二」に改め、同号イからハまでの規定中「当該事業」を「当該都市計画建築物等整備促進事業」に改め、同項第十二号中「地域住宅団地再生区域において行われる」を削り、「住宅団地再生貨物運送共同化事業（）の下に「地域住宅団地再生区域において」を加え、「第十七条の四十七第三項第三号」を「第十七条の五十五第三項第四号」に、「第十七条の四十七第三項第五号」を「第十七条の五十五第三項第五号」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住宅団地再生貨物運送共同化事業」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十一号中「地域住宅

団地再生区域において行われる」を削り、「第十七条の四十四第三項第三号」を「第十七条の五十一第三項第三号」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住宅団地再生道路運送利便増進事業」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　住宅団地再生自家用有償旅客運送（地域住宅団地再生区域において認定市町村又は地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための自家用有償旅客運送であって、その路線又は運送の区域が当該地域住宅団地再生区域内に存するものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該住宅団地再生自家用有償旅客運送の実施主体が地域再生推進法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名

ロ　路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（ニにおいて「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の国土交通省令で定める事項

ハ　運送しようとする旅客の範囲

ニ　自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について道路運送法第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行おうとする場合にあっては、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

第十七条の三十六第四項第十号中「第一号事業に」を「第一号介護事業に」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該第一号介護事業」に改め、同号ハ中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号イ及びロ中「当該事業」を「当該地域密着型介護予防サービス事業」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号イ及びロ中「当該事業」を「当該介護予防サービス事業」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号イ及びロ中「当該事業」を「当該地域密着型サービス事業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号イ及びロ中「当該事業」を「当該居宅サービス事業」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターその他の地域住宅団地再生区域の住民の日常生活に必要な施設であって、当該施設が不足することにより当該住民の日常生活に支障が生ずるおそれがあるもの（第七号において「特定施設」という。）の用途に供する建築物（以下この項及び第十七条の四十五において「特定建築物」という。）の整備が必要とされる地域住宅団地再生区域内の区域（以下「特定区域」という。）において、住宅である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第五十二条第一項、第二項又は第七項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域の区域

ロ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業の内容

ハ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針

ニ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

六　特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（特定区域において、学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第五十五条第一項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域の区域

ロ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業の内容

ハ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針

ニ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

七　特定区域学校用途変更特定施設運営事業（特定区域において、特定建築物（学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより整備されたものであって、当該認定市町村における地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産であるものに限る。第十七条の四十五において同じ。）に設けられた特定施設を運営する事業であって、地域再生推進法人（営利を目的としない法人に限る。第十六号及び第十七条の四十五において同じ。）が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地

ロ　当該特定区域の区域

ハ　当該特定施設の種類及び運営の方法

ニ　時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の当該特定建築物及びその敷地の使用の条件

ホ　当該特定区域学校用途変更特定施設運営事業の実施期間

八　特定区域都市公園活用生活利便確保事業（特定区域内の都市公園において、日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設を設置し、及び管理する事業をいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域都市公園活用生活利便確保事業の実施主体

ロ　当該特定区域の区域並びに当該都市公園の名称及び所在地

ハ　当該施設の種類及び構造

ニ　当該都市公園における当該施設の設置場所

ホ　当該施設の管理の方法

ヘ　当該都市公園に当該施設を設置する理由

第十七条の三十六第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「その他の当該区域」を「、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域」に改め、同項第五号中「公共交通機関の利用者の利便の増進」を「住民の交通手段の確保」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

第十七条の三十六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員以外の者であって、当該地域住宅団地再生区域の当初の整備をしたものに対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、当該者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

第五章第十六節中第十七条の六十二を第十七条の七十とし、第十七条の六十一を第十七条の六十九とし、第十七条の六十を第十七条の六十八とする。

第十七条の五十九第二項中「第十七条の五十九第一項各号」を「第十七条の六十七第一項各号」に、「第十七条の五十九第二項」を「第十七条の六十七第二項」に改め、第五章第十五節中同条を第十七条の六十七とする。

第十七条の五十八中「第十七条の五十六第一項」を「第十七条の六十四第一項」に改め、第五章第十四節中同条を第十七条の六十六とし、第十七条の五十七を第十七条の六十五とし、第十七条の六十六を第十七条の六十四とし、第五章第十三節中第十七条の五十五を第十七条の六十三とし、第十七条の五十四を第十七条の六十二とし、第五章第十二節中第十七条の五十三を第十七条の六十一とする。

第十七条の五十二中「第十七条の三十六第三項第二号」を「第十七条の三十六第四項第二号」に改め、同条を第十七条の六十とし、第十七条の五十一を第十七条の五十九とする。

第十七条の五十中「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同条を第十七条の五十八とする。

第十七条の四十九第一項中「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同条を第十七条の五十七とする。

第十七条の四十八の前の見出しを削り、同条を第十七条の五十六とし、同条の前に見出しとして「（貨物利用運送事業法の特例）」を付し、第十七条の四十七を第十七条の五十五とする。

第十七条の四十六第一項中「第十七条の三十六第四項第十二号」を「第十七条の三十六第五項第十七号」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」を削り、同条を第十七条の五十四とする。

第十七条の四十五の見出し中「道路運送法」を「一般旅客自動車運送事業の許可等」に改め、同条を第十七条の五十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（自家用有償旅客運送の登録等の特例）

第十七条の五十三　第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体は、道路運送法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

第十七条の四十四第八項中「第十七条の五十一」を「第十七条の五十九」に改め、同条を第十七条の五十一とする。

第十七条の四十三第一項中「第十七条の三十六第四項第十一号」を「第十七条の三十六第五項第十五号」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」を削り、同条を第十七条の五十とする。

第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」を「第十七条の三十六第十七項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項まで」に、「第十七条の四十一第一項」を「第十七条の四十八第一項」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四項第六号ハ」を「第五項第十号ハ」に、「第四項第六号に」を「第五項第十号に」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十三項」を「同条第二十項」に、「同条第十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同条を第十七条の四十九とする。

第十七条の四十一第一項中「第十七条の三十六第四項第六号」を「第十七条の三十六第五項第十号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第二項中「第十七条の三十六第四項第七号」を「第十七条の三十六第五項第十一号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第三項中「第十七条の三十六第四項第八号」を「第十七条の三十六第五項第十二号」に、「同条第二十一項」に改め、同条第四項中「第十七条の三十六第四項第九号」を「第十七条の三十六第五項第十三号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条第五項中「第十七条の三十六第四項第十号」を「第十七条の三十六第五項第十四号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条を第十七条の四十八とする。

第十七条の四十第一項中「第十七条の三十六第五項第九号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に改め、同条を第十七条の四十七とする。

第十七条の三十九中「第十七条の三十六第四項第四号」を「第十七条の三十六第五項第四号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十九項」に、「都市計画住宅団地再生建築物等整備事業」を「都市計画建築物等整備促進事業」に改め、同条を第十七条の四十二とし、同条の次に次の四条を加える。

（建築物の容積率の算定に係る認定の特例）

第十七条の四十三　第十七条の三十六第五項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物に対する建築基準法第五十二条第六項の規定の適用については、同項第三号中「住宅又は」とあるのは「住宅若しくは」と、「認めるもの」とあるのは「認めるもの又は前号に掲げる部分その他建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積にその床面積を算入しない部分を有する住宅である建築物の用途を変更することにより当該建築物を地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に記載された同条第五項第五号ハに掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当該部分であつて、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めるもの」とする。

（建築物の高さの限度に係る許可の特例）

第十七条の四十四　第十七条の三十六第五項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物に対する建築基準法第五十五条第四項の規定の適用については、同項第二号中「許可したもの」とあるのは、「許可したもの又は当該許可を受けた学校である建築物の用途を変更することにより当該建築物を地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に記載された同条第五項第六号ハに掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当該建築物であつて、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認めるもの」とする。

（特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用）

第十七条の四十五　第十七条の三十六第五項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地域再生推進法人は、当該事項に係る実施期間内に限り、当該事項に係る条件に基づき当該事項に係る特定建築物及びその敷地を使用することができる。この場合において、当該地域再生推進法人は、当該特定建築物及びその敷地並びにその周辺の地域について、当該特定建築物及びその敷地の使用に伴い必要となる清掃その他の当該地域の環境の維持及び向上を図るための措置を併せて講ずるものとする。

（都市公園の占用の許可の特例）

第十七条の四十六　第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十九項の規定により公表されたときは、当該公表の日から起算して二年以内に当該事項に係る実施主体から当該事項に係る都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、当該都市公園の公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が当該事項に係る施設の外観及び構造、占用に係る工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、当該許可を与えるものとする。この場合において、当該実施主体は、当該施設の設置場所及びその周辺の地域について、当該施設の設置に伴い必要となる清掃その他の当該地域の環境の維持及び向上を図るための措置を併せて講ずるものとする。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十九項」に改め、同条第一号中「第十七条の三十六第四項第二号」を「第十七条の三十六第五項第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の三十六第四項第三号」を「第十七条の三十六第五項第三号」に改め、同条を第十七条の四十一とする。

第十七条の三十七の見出し中「建築物の建築等の」を「用途地域の制限に係る」に改め、同条中「前条第四項第一号」を「第十七条の三十六第五項第一号」に、「同条第二十一項（同条第二十二項」を「同条第二十九項（同条第三十項」に、「住宅団地再生建築物整備事業」を「住居専用地域建築物整備促進事業」に、「第十七条の三十六第二十一項（同条第二十二項」を「第十七条の三十六第二十九項（同条第三十項」に、「定められた同条第四項第一号ハに規定する」を「記載された同条第五項第一号ハに掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該地域住宅団地再生事業計画に第十七条の三十六第五項第一号ホに掲げる事項が記載されているときについては、建築基準法第四十八条第十五項の規定は、適用しない。

第十七条の三十七を第十七条の四十とし、第十七条の三十六の次に次の三条を加える。

（地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案）

第十七条の三十七　地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業に係るものに限る。）を行うために必要な地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域住宅団地再生事業計画の素案を添えなければならない。

2　前項の規定による提案（次条及び第十七条の三十九において「提案」という。）に係る地域住宅団地再生事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

（提案に対する認定市町村の判断等）

第十七条の三十八　認定市町村は、提案が行われたときは、遅滞なく、当該提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画（提案に係る地域住宅団地再生事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域住宅団地再生事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置）

第十七条の三十九　認定市町村は、提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

第三十八条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第三十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「従事した者」を「従事したとき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。

第四十条中「第十七条の五十一」を「第十七条の五十九」に、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第四十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

別表中「（平成十九年法律第五十九号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「の交付等（第十三条）」を「（第十三条・第十三条の二）」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「地方債」を「特定地域再生事業に係る地方債」に改める部分に限る。）、第五条第四項第二号の改正規定、同項第五号の改正規定、第五章第一節の節名の改正規定、第十三条の改正規定、同章第二節中第十三条の二を第十三条の三とする改正規定、同章第一節中第十三条の次に一条を加える改正規定、同章第五節の節名の改正規定、第十七条の改正規定、第十七条の二第三項第二号の改正規定及び第十七条の六の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五の次に次の一条を加える。

（公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の六　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第一項（地域住宅団地再生事業計画の作成）に規定する地域住宅団地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一第百二十五号の三の規定により道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意をした者については、当該地域住宅団地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同表第百二十五号中「（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十五（道路運送法）を「第十七条の五十二（一般旅客自動車運送事業の許可等）に、「第十七条の四十四第三項」を「第十七条の五十一第三項」に、「第十七条の四十五又は」を「第十七条の五十二又は」に、「第十七条の五十」を「第十七条の五十八」に、「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同表第百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を「地域再生法第十七条の五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域住宅団地再生事業計画の公表又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に改め、「又は第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）を削り、「の登録又は」を「の登録若しくは」に、「又は同法」を「若しくは同法第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法」に、「当該登録」を「自家用有償旅客運送者の登録」に改め、同表第百三十九号中「第十七条の四十八第一項」を「第十七条の五十六第一項」に、「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に、「第十七条の四十九第一項」を「第十七条の五十七第一項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号中「第十七条の五十二」を「第十七条の六十一」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十八号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本方針（第八条）
第三章　地域生物多様性増進活動の促進等の措置
第一節　認定増進活動実施計画等（第九条―第二十一条）
第二節　生物多様性維持協定（第二十二条―第二十六条）
第三節　地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置（第二十七条・第二十八条）
第四章　雑則（第二十九条―第三十六条）
第五章　罰則（第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

２　この法律において「生物の多様性の増進」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。

３　この法律において「地域生物多様性増進活動」とは、里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する在来生物をいう。）の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物（同項に規定する外来生物をいう。）の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物の多様性の増進のための活動をいう。

４　この法律において「連携地域生物多様性増進活動」とは、地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（基本理念）

第三条　生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、我が国における生物の多様性の状況の推移を把握するよう努めるとともに、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、生物の多様性の増進に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

２　国は、地方公共団体又は事業者、国民若しくはこれらの者の組織する民間の団体（次条第二項において「事業者等」という。）による地域生物多様性増進活動の促進を図るため、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的状況に応じた生物の多様性の増進に関する施策を推進するよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を自ら実施するとともに、その区域の事業者等の地域生物多様性増進活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動における生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、その事業活動の内容に即した地域生物多様性増進活動を実施するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、地域生物多様性増進活動を実施し、又は地域生物多様性増進活動に協力するよう努めるものとする。

第二章　基本方針

第八条　主務大臣は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項

二　地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項

三　次条第一項に規定する増進活動実施計画及び第十一条第一項に規定する連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項

四　農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項

五　前各号に掲げるもののほか、地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

３　基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項に規定する生物多様性国家戦略、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第一項に規定する基本方針及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八十七条第一項に規定する緑地確保指針との調和が保たれたものでなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

５　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　地域生物多様性増進活動の促進等の措置

第一節　認定増進活動実施計画等

（増進活動実施計画の認定）

第九条　地域生物多様性増進活動を行おうとする者（連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下「増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

２　増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期

二　地域生物多様性増進活動の区域

三　地域生物多様性増進活動の目標

四　地域生物多様性増進活動の実施体制

五　計画期間

３　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る増進活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。

二　当該地域生物多様性増進活動が前項第二号に掲げる区域（以下この条において「実施区域」という。）における生物の多様性の維持又は回復若しくは創出に資するものであること。

三　当該地域生物多様性増進活動に自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第七号に規定する生態系維持回復事業（第五項第二号及び第十五条第三項において「自然公園生態系維持回復事業」という。）が含まれる場合には、同法第三十九条第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。

四　当該地域生物多様性増進活動に自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業（第十六条第三項において「自然環境生態系維持回復事業」という。）が含まれる場合には、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。

五　当該地域生物多様性増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業（第十七条第三項において「保護増殖事業」という。）が含まれる場合には、同法第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。

六　当該地域生物多様性増進活動に特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。次項及び第十九条において同じ。）の防除が含まれる場合には、市町村が行う防除にあっては同法第十七条の四第一項の確認をすることができる場合に、地方公共団体以外の者が行う防除にあっては同法第十八条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

七　その他主務省令で定める基準に適合すること。

4　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に特定外来生物の防除（都道府県が行うものを除く。）が記載されているときは、その旨を実施区域をその区域に含む都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、当該防除に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

5　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一　自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（次号及び第十五条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要するもの　都道府県知事

二　国定公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第四十一条第二項の確認又は同条第三項の認定を要する自然公園生態系維持回復事業　都道府県知事

三　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項に規定する都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの　都道府県知事

四　森林法第十条の八第一項の規定による届出書の提出を要する行為　市町村長

五　都市緑地法第八条第一項の規定による届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為　都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）

6　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、増進活動実施計画に都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為が記載されているときは、当該行為について、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）に協議しなければならない。

7　次の各号に掲げる地方公共団体が、その区域における増進活動実施計画を作成する場合には、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　都道府県　第五項（第一号から第三号まで及び第五号（実施区域が市の区域に含まれる場合を除く。）に係る部分に限る。）及び前項（実施区域が市の区域に含まれる場合を除く。）の規定

二　市　第五項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び前項の規定

三　町村　第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定

8　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた増進活動実施計画に係る実施区域をその区域に含む地方公共団体（当該認定を受けた地方公共団体を除く。）の長に、その旨を通知しなければならない。次条第四項又は第五項の規定により第一項の認定を取り消したときも、同様とする。

9　市町村が作成するその区域における増進活動実施計画は、当該地域生物多様性増進活動に森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（第二十条第一項において「地域森林計画」という。）の対象となっている民有林（同法第五条第一項に規定する民有林をいう。第二十条第一項において同じ。）における森林の施業が含まれる場合には、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

10　前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（増進活動実施計画の変更等）

第十条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定増進活動実施者」という。）は、当該認定に係る増進活動実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定増進活動実施者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定増進活動実施者は、その地域生物多様性増進活動を中止したとき、又はその地域生物多様性増進活動を前条第一項の認定を受けた増進活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定増進活動実施計画」という。）に従って行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

4　主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第一項の認定を取り消すものとする。

5　主務大臣は、認定増進活動実施者が認定増進活動実施計画に従って地域生物多様性増進活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6　前条第三項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（連携増進活動実施計画の認定）

第十一条　連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画（以下「連携増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　連携増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　連携地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期

二　連携地域生物多様性増進活動の区域

三　連携地域生物多様性増進活動の目標

四　連携地域生物多様性増進活動の実施体制

五　前各号に掲げるもののほか、連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項

六　計画期間

3　連携増進活動実施計画に市町村と連携して連携地域生物多様性増進活動を行う者（第十三条第二項第二号及び第十五条第一項において「連携活動実施者」という。）が行う連携地域生物多様性増進活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該連携活動実施者の同意を得なければならない。

4　連携地域生物多様性増進活動を行おうとする者は、当該連携地域生物多様性増進活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該連携地域生物多様性増進活動に係る事項をその内容に含む連携増進活動実施計画の案の作成についての提案をすることができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る連携増進活動実施計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

5　前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた連携増進活動実施計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

6　市町村は、連携増進活動実施計画を作成しようとする場合において、第十三条第一項に規定する連携増進活動協議会が組織されているときは、当該連携増進活動実施計画に記載する事項について当該連携増進活動協議会における協議をしなければならない。

7　生物多様性基本法第十三条第一項に規定する生物多様性地域戦略を定めている市町村は、連携増進活動実施計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

8　第九条第三項、第四項、第五項（第四号を除く。）、第六項及び第八項から第十項までの規定は、連携増進活動実施計画の認定について準用する。この場合において、同条第三項（各号を除く。）、第四項、第五項（各号を除く。）、第六項及び第八項中「第一項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第三項各号（第七号を除く。）及び第九項中「地域生物多様性増進活動」とあるのは「連携地域生物多様性増進活動」と、同条第三項第二号中「前項第二号」とあるのは「第十一条第二項第二号」と、同条第五項第五号中「行為」とあるのは「行為（市の区域内において行うものを除く。）」と、同号及び同条第六項中「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）」とあるのは「都道府県知事」と、同項中「行為が」とあるのは「行為（市の区域内において行うものを除く。）が」と、同条第八項中「次条第四項又は第五項」とあるのは「第十二条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「第十一条各項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

（連携増進活動実施計画の変更等）

第十二条　前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定連携市町村」という。）は、当該認定に係る連携増進活動実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定連携市町村は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　第十条第三項から第五項までの規定は、前条第一項の認定を受けた連携増進活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定連携増進活動実施計画」という。）について準用する。この場合において、第十条第三項中「認定増進活動実施者」とあるのは「第十二条第一項に規定する認定連携市町村（第五項において単に「認定連携市町村」という。）」と、同項及び同条第五項中「地域生物多様性増進活動」とあるのは「連携地域生物多様性増進活動」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第五項中「認定増進活動実施者」とあるのは「認定連携市町村又は当該認定連携増進活動実施計画に係る次条第三項に規定する連携活動実施者」と読み替えるものとする。

4　前条第三項から第八項までの規定は、認定連携増進活動実施計画の変更の認定について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「第十二条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する第十条第四項又は第五項」と、「第十一条各項」とあるのは「第十二条各項」と読み替えるものとする。

（連携増進活動協議会）

第十三条　連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動実施計画の作成に関する協議及び連携増進活動実施計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「連携増進活動協議会」という。）を組織することができる。

2　連携増進活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村

二　連携増進活動実施計画に記載しようとする連携活動実施者

三　前二号に掲げる者のほか、第二十八条第一項に規定する地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

3　連携増進活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第二十八条第一項に規定する地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、連携増進活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、連携増進活動協議会の運営に関し必要な事項は、連携増進活動協議会が定める。

（認定等に関する事務）

第十四条　主務大臣は、第九条第一項及び第十一条第一項の認定並びに第十条第一項及び第十二条第一項又は第十条第二項及び第十二条第二項の規定による変更の認定又は届出に関する事務（申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。

（自然公園法の特例）

第十五条　認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び当該認定連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者（以下「認定連携活動実施者」という。）が自然公園法第二条第二号に規定する国立公園（以下この条において「国立公園」という。）又は国定公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

2　認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び認定連携活動実施者（以下「認定連携市町村等」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3　認定増進活動実施計画に従って行われる地域生物多様性増進活動（以下「認定増進活動」という。）又は認定連携増進活動実施計画に従って行われる連携地域生物多様性増進活動（以下「認定連携増進活動」という。）に国立公園又は国定公園の区域内における自然公園生態系維持回復事業が含まれる場合における当該自然公園生態系維持回復事業については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があったことをもって、同法第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は同法第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定があったものとみなす。

（自然環境保全法の特例）

第十六条　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全法第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域（以下この条において「自然環境保全地域」という。）又は同法第三十五条の二第一項の規定による沖合海底自然環境保全地域（次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

2　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第三十五条の七において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項に係る部分に限る。）及び同法第二十一条第二項（同法第二十八条第一項又は第三十五条の五第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　認定増進活動又は認定連携増進活動に自然環境保全地域における自然環境生態系維持回復事業が含まれる場合における当該自然環境生態系維持回復事業についての自然環境保全法の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があったことをもって、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の認定があったものとみなす。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例）

第十七条　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区（次項及び第二十七条第二項第二号において「生息地等保護区」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が生息地等保護区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項、第五十四条第二項（同法第三十九条第一項に係る部分に限る。）及び第五十四条第三項（同法第三十九条第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

３　認定増進活動又は認定連携増進活動に保護増殖事業が含まれる場合における当該保護増殖事業についての絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があったことをもって、同法第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定があったものとみなす。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）

第十八条　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特例）

第十九条　認定増進活動又は認定連携増進活動に特定外来生物の防除が含まれる場合における当該防除についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があったことをもって、同法第十七条の四第一項の確認又は同法第十八条第一項の認定があったものとみなす。

（森林法の特例）

第二十条　認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者を除く。）が地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、同法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十五条第三項に規定する認定増進活動を行う者（その市町村の区域において当該認定増進活動を行う市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動を行う者を除く。）」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

２　認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。）又は認定連携市町村等が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しない。

（都市緑地法の特例）

第二十一条　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区（次項において「特別緑地保全地区」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

２　認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が特別緑地保全地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

第二節　生物多様性維持協定

（生物多様性維持協定の締結等）

第二十二条　認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る第十一条第二項第二号に掲げる区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び第二十六条において「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「生物多様性維持協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができる。

一　生物多様性維持協定の目的となる土地の区域（以下「生物多様性維持協定区域」という。）

二　生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項

三　生物多様性維持協定の有効期間

四　生物多様性維持協定に違反した場合の措置

２　生物多様性維持協定については、生物多様性維持協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

３　生物多様性維持協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　生物の多様性の維持を図るために有効かつ適切なものであること。

二　土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第一項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

（生物多様性維持協定の縦覧等）

第二十三条　認定連携市町村は、生物多様性維持協定を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該生物多様性維持協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

２　前項の規定による公告があったときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該生物多様性維持協定について、認定連携市町村に意見書を提出することができる。

（生物多様性維持協定の公告等）

第二十四条　認定連携市町村は、生物多様性維持協定を締結したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該生物多様性維持協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、生物多様性維持協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（生物多様性維持協定の変更）

第二十五条　第二十二条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、生物多様性維持協定において定めた事項の変更について準用する。

（生物多様性維持協定の効力）

第二十六条　第二十四条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった生物多様性維持協定は、その公告のあった後において当該生物多様性維持協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第三節　地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置

（生物の多様性の増進上重要な土地の取得の促進等）

第二十七条　国は、生物の多様性の増進を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の増進上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

２　環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の増進について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一　自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

二　生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

三　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項に規定する国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項に規定する国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

（地域生物多様性増進活動支援センター等）

第二十八条　地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を促進する国の取組と相まって、効果的に地域生物多様性増進活動を促進するため、地域生物多様性増進活動を行おうとする者、その所有する土地において地域生物多様性増進活動が行われることを希望する者、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の増進に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言を行う拠点（次項において「地域生物多様性増進活動支援センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

２　国、地方公共団体及び地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者は、地域生物多様性増進活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章　雑則

（関連する施策との連携）

第二十九条　国及び地方公共団体は、地域生物多様性増進活動に関する施策の推進に当たっては、地球温暖化の防止を図るための施策、気候変動適応に関する施策、循環型社会の形成に関する施策、防災に関する施策、水循環に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

（科学的知見の充実のための措置）

第三十条　国は、生物の多様性の増進に関する科学的知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（国際協力の推進）

第三十一条　国は、地域における生物の多様性の確保に関する国際的な連携の確保その他の生物の多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

（事業者及び国民の理解の増進等）

第三十二条　国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、広く事業者及び国民の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　国は、事業者及び国民の理解の増進等に資するため、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の実施による我が国における生物の多様性の状況の推移をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、第一項の国の施策と相まって、地域生物多様性増進活動に関する事業者及び住民の関心を高め、その理解と協力を得るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

（関係行政機関等の協力）

第三十三条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

（報告の徴収）

第三十四条　主務大臣は、認定増進活動実施者又は認定連携活動実施者に対し、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

２　主務大臣は、認定連携市町村に対し、認定連携増進活動実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第三十五条　この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

３　この法律に規定する主務大臣及び環境大臣の権限は、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

（主務省令への委任）

第三十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　罰則

第三十七条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

２　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

３　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の廃止）

第二条　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）は、廃止する。

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画については、この法律の施行の日（次条第三項において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日又は当該地域連携保全活動計画の計画期間の末日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（準備行為）

第四条　主務大臣は、この法律の施行前においても、第八条第一項から第四項までの規定の例により、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めることができる。

２　主務大臣は、前項の基本的な方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

３　第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針は、施行日において第八条第一項の規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「整理等」を「整理、地域生物多様性増進活動の促進等」に改める。

第十条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

第十八条第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十条第一項第十三号に掲げる業務（地域生物多様性増進法第十四条に規定する事務に限る。）及びこれに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

附則第七条第三項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第十八条第一項第三号の」を「第十八条第一項第四号の」に改める。

附則第十七条第二項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第八条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第八十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　緑地確保指針は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第八条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣臨時代理　国務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　**齋**藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、「第十一条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第三条を次のように改める。

（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模）

第三条　法第十条第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が十平方メートルであることとする。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「第十八条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同条第二項中「第十八条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第三項中「第十八条第三号」を「第二十条第三号」に改め、同条を第四条とする。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第十条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第十一条第一項中「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第十一条第一項中「第四十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第十二条中「第四十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第八条とする。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「第六条の三第一項ただし書」を「第六条の三第一項第一号」に、「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第四項第一号」に改める。

第三十六条の二第二号及び第四号ロ中「十三メートル又は軒の高さが九メートル」を「十六メートル」に改める。

第四十三条第一項中「けた行方向」を「桁行方向」に、「、けた」を「、桁」に、「次の表に掲げる」を「建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める」に改め、同項ただし書及び同項の表を削り、同条第二項中「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同項ただし書中「けた」を「桁」に改め、同条第五項中「すみ柱」を「隅柱」に改める。

第四十五条第一項中「引張り力」を「引張力」に、「又は」を「若しくは」に改め、「鉄筋」の下に「又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、同条第二項中「木材」の下に「又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、同条第三項中「端部」を「両端の端部」に、「柱と」を「柱又は」に、「横架材との仕口に接近して」を「横架材に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。

第四十五条第四項ただし書中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十六条第一項中「すべて」を「全て」に、「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同条第二項第二号中「添木等」を「添木その他これに類するもの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従つて設置するものでなければならない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第六十七条第一項ただし書中「除く。）」の下に「その他その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物」を加え、同条第二項中「引張り応力」を「引張応力」に改める。

第七十三条第二項中「この条」を「この項」に、「引張り力」を「引張力」に改め、同条第三項中「引張り鉄筋」を「引張鉄筋」に改める。

第百四十六条第一項第一号中「エレベーター」の下に「（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百四十七条第一項中「、第四十八条」を削る。

第百四十八条第一項第二号中「うち」を「うち、」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六条第一項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの及び高さが十六メートルを超えるものを除く。）

第百四十八条第三項第一号中「これらの規定を」、「第七条の二第七項（」及び「第七条の四第七項（」の下に「法第八十七条の四及び」を加え、「法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項」を「法第七条の六第一項第一号及び第四項（これらの規定を法第八十七条の四において準用する場合を含む。）、法第九条第一項及び第十項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条第二項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第九条第十三項及び第十四項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項」に、「法第十八条第二十五項」を「法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）及び第二十五項」に、「法第八十六条の八（第二項を除き。）」を「法第八十六条の八第一項、同条第三項から第六項まで（これらの規定を」に、「並びに法第九十三条の二」を「、法第九十条の二第一項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに法第九十三条の二」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで」を「第十二条及び第十三条第二項」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十六号

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十二号

三　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十五号

五　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十四号

六　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十五号

七　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十五号

八　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号

九　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十六号

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第三項中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二号イ中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第五十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設等）	（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］

［項を加える。］

2　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める福利厚生施設（第三十六条第二項において「特定業務福利厚生施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　寄宿舎
二　社宅
三　寮
四　前三号に掲げる施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設

［項を加える。］

3　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める児童福祉施設（第三十六条第二項において「特定業務児童福祉施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設（専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
二　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設
三　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）
四　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業を行う施設
五　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）
六　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行う施設
七　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

八　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第六条の三第九項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第十項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第十二項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの 九　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。） 十　前各号に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設	（実施状況の報告） **第三十六条**　［略］ ２　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（実施状況の報告） **第三十六条**　［同上］ ２　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第３（第１４条関係）

受領証

年　　月　　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第１３条の３に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

１．事業の名称

２．寄附年月日　　年　　月　　日

３．寄附金額　　円

注　必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第十五を次のように改める。

別記様式第１５（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第１号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

①　整備目的

②　整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計	事業供用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、（３）に定める減少が見込まれる従業員数並びに（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（３）　特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	事業供用開始日から１年間
減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（４）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（５）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１）　特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	

機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第十六を次のように改める。

別記様式第１６（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第２号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（1）　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。
※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考

※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。
※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
※商業事業部門は専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。
※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。
※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

（３）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。
※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１）　特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	

構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第二十三を次のように改める。

別記様式第２３（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減

特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、新規採用者数、（３）に定める減少した従業員数並びに（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（３）特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業供用開始日から１年間
減少した従業員数	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（４）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（５）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無

新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　　□無

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第二十四を次のように改める。

別記様式第２４（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減

特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２） 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

（３） 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（４） 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年四月十九日）から施行する。

省令

○総務省令第四十三号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十九日

総務大臣　松本　剛明

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］	（法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。